

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当分の翌日
が休息日
は、その
翌日)

目次

◇規 則 土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則

規 則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則をここに公布する。

昭和四十七年十月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十号

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業及び米

子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)の施行に伴い、移転者等が行なう建築物の新築、改築等のための建築資金等に係る利子について利子補給金を交付することにより、移転者等の経済的負担の軽減を図り、もって土地区画整理事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「移転者等」とは、土地区画整理事業の施行地区内に存する建築物で当該土地区画整理事業の施行により移転又は除却をすることが必要となるものについて所有権又は賃借権を有する者(別表第一に掲げる者を除く。以下「建築物所有者等」という。)及び建築物所有者等のために事業を行なう組合で、次の各号のいずれかに該当する行為を、土地区画整理事業の施行による建築物所有者等に係る建築物の移転又は除却に伴う損失補償の契約の締結の日から二年以内に、それぞれ当該土地区画整理事業の施行地区の存する市の区域内において行なうものをいう。

- 一 建築物の新築若しくは改築又は購入
- 二 営業の用に供する施設設備の設置
- 三 その他知事が特に必要があると認めて指定した行為
- 2 この規則において「組合」とは、次の各号に掲げる組合をいう。
 - 一 中小企業等協同組合
 - 二 環境衛生同業組合
 - 三 協業組合
 - 四 商店街振興組合

3 この規則において「建築資金等」とは、移転者等が第一項各号のいず

00019

れかに該当する行為(当該行為に伴い必要な土地の賃借条件の変更を含む。)を行なうために必要な資金のうち別表第二に掲げる資金で次の各号に掲げる金融公庫から借り入れるものをいう。

- 一 国民金融公庫
- 二 住宅金融公庫
- 三 農林漁業金融公庫
- 四 中小企業金融公庫
- 五 医療金融公庫
- 六 環境衛生金融公庫

(利子補給金の交付)

第三条 県は、移転者等が建築資金等を借り入れたとき、又は組合が移転者等(組合を除く。)に融資するため建築資金等を借り入れたときは、予算の範囲内において、毎年度当該移転者等又は組合に対し、当該借り入れた建築資金等に係る利子について利子補給金を交付する。

2 前項の規定による利子補給金の交付は、移転者等又は組合が借り入れた建築資金等に係る償還期間(その期間が十年をこえるときは、十年)内における利子で当該期間内に支払つたものについて行なう。

(利子補給金の額)

第四条 前条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年一月一日から十二月三十一日までの間に移転者等又は組合が支払つた建築資金等に係る利子のうち利率を年五・七パーセントとして計算して得た額をこえる部分に相当する額とする。

(利子補給金の交付の申請)

第五条 利子補給金の交付の申請をしようとする者は、毎年度四月一日以

降に、様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。ただし、第二回以降の申請書には、第一号に掲げる書面は、添附することを要しない。

- 一 建築資金等を借り入れたことを証する書面
- 二 建築資金等に係る利子を支払つたことを証する書面

(利子補給金の交付の請求)

第六条 利子補給金の交付の請求をしようとする者は、様式第二号による請求書に、利子補給金の交付決定通知書の写しを添附して知事に提出しなければならない。

(利子補給金の交付の取消し等)

第七条 知事は、利子補給金の交付を受けた者が建築資金等をその借入れの目的以外の目的に使用したときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により利子補給金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに利子補給金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(鳥取県補助金等交付規則との関係)

第八条 利子補給金の交付については、この規則に定めるもののほか、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号)第六条及び第八条から第十条までに定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

00050

別表第一

一 県内に本社を有する事業者

イ 商業又はサービス業を営む者にあつては、資本の額又は出資の総額が二千万円をこえ、かつ、常時使用する従業員の数が百人をこえる会社及び常時使用する従業員の数が百人をこえる個人

ロ 商業又はサービス業以外の事業を営む者にあつては、中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一号に掲げる者以外の者

二 県外に本社を有する事業者

中小企業基本法第二条各号に掲げる者以外の者

別表第二

一 建築物の新築若しくは改築又は購入のための資金

イ 建築物所有者等が行なう場合

(1) 建築物の新築又は改築

(イ)及び(ロ)の額の合計額から控除対象損失補償金の額に相当する額を差し引いた額の百分の九十に相当する額のもの

(ロ) 主体工程

次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる単価に算定基礎面積を乗じて得た額以内の額

(二) 特殊工事

(イ)及び(ロ)の額の合計額

(イ) 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる単価に算定基礎面積を乗じて得た額以内の額

倉庫、自動車車庫又は工場	住宅又は店舗			
	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	ブロック造	木造
	一平方メートル当たり 五三、〇〇〇円	一平方メートル当たり 四三、〇〇〇円	一平方メートル当たり 四〇、〇〇〇円	一平方メートル当たり 三六、〇〇〇円
				一平方メートル当たり 三三、〇〇〇円

くい地業（階数が三以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はブロック造の建築物の場合に限る。）	一平方メートル当たり 八、〇〇〇円
冷暖房設備工事（店舗又は工場の場合に限る。）	一平方メートル当たり 八、〇〇〇円

暖房設備工事(店舗又は工場の場合に限る。)

一平方メートル当たり
五、〇〇〇円

(ロ) 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる単価により算定した額以内の額

屋上水槽設置工事	水槽容量一トン当たり 三五〇、〇〇〇円
エレベーター設置工事(階数が三以上の店舗、倉庫又は工場に設置する場合に限る。)	エレベーター一基当たり 五、〇〇〇、〇〇〇円

(2) 建築物の購入

購入する建築物の評価額を当該建築物の延べ面積で除して得た額に算定基礎面積を乗じて得た額から控除対象損失補償金の額に相当する額を差し引いた額の百分の九十に相当する額以内の額のもの

ロ 組合が行なう場合

建築物所有者等についてそれぞれイにより算定した額の合計額以内の額のもの

二 営業の用に供する施設設備の設置のための資金

イ 建築物所有者等が行なう場合

営業の用に供する施設設備の設置に要する費用の額の百分の七十に相当する額(その額が五百万円をこえるときは、五百万円)以内

の額のもの

ロ 組合が行なう場合

建築物所有者等についてそれぞれイにより算定した額の合計額以内の額のもの

三 土地の賃借条件の変更のための資金

イ 建築物所有者等が行なう場合

土地の賃借条件の変更に要する費用の額の百分の七十に相当する額(その額が百万円をこえるときは、百万円)以内の額のもの

ロ 組合が行なう場合建築物所有者等についてそれぞれイにより算定した額の合計額以内の額のもの

四 知事が特に必要があると認めて指定した行為のための資金

指定した行為ごとに、知事が別に定める基準により算定した額以内の額のもの

備考

一 この表中「住宅」には、営業の用に供さない倉庫又は営業の用に供さない自動車の車庫(以下「非営業用倉庫等」という。)でその主要構造部を住宅の主要構造部と同じくするものを含むものとする。

二 この表中「店舗」には、事務所、興行場その他これらに類するもの(以下「事務所等」という。)及び営業の用に供する倉庫、営業の用に供する自動車の車庫又は工場(以下「営業用倉庫等」という。)でその主要構造部を店舗又は事務所等の主要構造部と同じくするものを含むものとする。

三 この表中「算定基礎面積」とは、次に定めるものをいう。

イ 住宅又は非営業用倉庫等(以下「住宅等」という。)の新築若

しくは改築又は購入(以下「新築等」という。)をする場合の算定基礎面積は、土地区画整理事業の施行による移転又は除却に伴う損失補償(以下「損失補償」という。)の対象となる住宅等(以下「補償対象住宅等」という。)の延べ面積の合計面積(その面積が五十平方メートル未満のときは、五十三平方メートル)を限度として、それぞれ新築等をする住宅等の延べ面積に相当する面積とする。

ロ 店舗又は営業用倉庫等(以下「店舗等」という。)の新築等をする場合の算定基礎面積は、損失補償の対象となる店舗等(以下「補償対象店舗等」という。)に代えて店舗等の新築等をする場合にあつては、補償対象店舗等の延べ面積の合計面積に二を乗じて得た面積(その面積が三十平方メートル未満のときは、三十平方メートル)、補償対象住宅等に代えて新たに営業を開始するたゞめ店舗等の新築等をする場合にあつては、補償対象住宅等の延べ面積(その面積が三十平方メートル未満のときは、三十平方メートル)を限度として、それぞれ新築等をする店舗等の延べ面積に相当する面積とする。

ハ 昭和四十六年十月十九日鳥取駅前において発生した火災により被災した移転者等が住宅等又は店舗等の新築等をする場合におけるイ又はロの適用については、当該火災発生の日の前日における住宅等又は店舗等を補償対象住宅等又は補償対象店舗等とみなす。

ニ 新築等をする住宅等又は店舗等の規模、構造その他の状況を考慮して知事がイ又はロによる算定基礎面積によらない必要があると認められた場合の住宅等又は店舗等の算定基礎面積は、イ又はロにかかわらず、それぞれ知事が別に定めた算定基礎面積とする。

四 この表中「控除対象損失補償金」とは、損失補償に係る契約に基づいて建築物所有者等に支払う損失補償金で、住宅等又は店舗等の建築のための損失補償金として知事が別に定めるものをいう。

様式第1号

土地区画整理事業の施行に伴う
建築資金等利子補給金交付申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、利子補給金の交付を受けたいので、土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者住所

氏 名

印

記

交付申請額

円

様式第2号

土地区画整理事業の施行に伴う
建築資金等利子補給金交付請求書

職 氏 名 殿

年 月 日付受 第 号をもって交付決定

通知のあった利子補給金を、土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則第6条の規定により、下記のとおり請求します。

年 月 日

請求者住所

氏 名

印

記

交付請求額

円

昭 和 四 年 四 月 十 五 日 第 三 種 郵 便 物 認 可

発 行 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 鳥 取

県

【 定 価 一 部 一 箇 月 三 百 円 (送 料 を 含 む。) 】